

大網白里市 保育施設利用のご案内



市のキャラクター
マリン

【利用申請書の提出期限】

○令和 8 年 4 月入所希望の方

1 次募集 令和 7 年 1 1 月 2 9 日（土）AM まで

2 次募集 令和 8 年 1 月 3 0 日（金）まで

○令和 8 年 5 月以降の入所希望の方

入所希望月の 2 か月前の末日まで

（例：7 月入所希望の場合 5 月末日 市役所閉庁日を除く）

大網白里市 子育て支援課 保育班
〒299-3292 大網白里市大網 115 番地 2
TEL：0475（70）0347
FAX：0475（72）8454

保育施設への入所手続きには、

個人番号(マイナンバー) の記載・提示が必要です

子ども・子育て支援法施行規則により、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」に申請者である保護者および対象児童の個人番号(マイナンバー)の記載が必要となります。

また、マイナンバーを記載した申請書等を提出する際には、なりすましなどを防止するため、①マイナンバーの番号確認と②身元確認を行う必要があります。申請時に下記の必要書類をご持参ください。

※確認の対象となるのは、窓口へ申請書を提出に来る保護者のマイナンバーです。

(1) 保護者が申請書を提出する場合

① マイナンバー確認書類(保護者の方の番号について確認します)

以下の書類のうち、いずれか1つ

- ・個人番号カード(※)
- ・個人番号の通知カード
- ・個人番号記載住民票写し(または住民票記載事項証明)

※個人番号カードは、「番号確認」及び「身元確認」の両方を行うことができますので、身元確認書類は必要ありません。

② 身元確認書類(申請書を提出に来る保護者について確認します)

顔写真付身分証明書 (以下の書類のうち、いずれか1つ)	身分証明書 (以下の書類のうち、いずれか2つ)
・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等	・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・母子健康手帳 ・学生証または社員証 ・公共料金の領収書 等



(2) 代理人(祖父母等)が申請書を提出する場合

やむを得ない理由で保護者以外の方が申請書を提出する場合は、委任状(法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類)、保護者のマイナンバー確認書類、代理人の身元確認書類が必要となります。

(3) 保護者が郵送で申請する場合

上記①マイナンバー確認書類及び②身元確認書類の写しの提出が必要となりますので、申請書類と一緒に郵送してください。なお、郵送される場合は、簡易書留の郵送を推奨します。

「ぴったりサービス(子育てワンストップサービス)」 を使った保育のオンライン申請について

マイナポータルを活用した「ぴったりサービス」により、保育施設等の利用申込のオンライン申請が可能です。

1. オンライン申請に必要なもの

- 申請する方のマイナンバーカード(お子様や世帯員は不要です)
- パソコン及びICカードリーダーまたはスマートフォン
電子申請を初めてする場合は、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンでマイナポータルアプリをインストールしてください。
- 必要な添付書類の電子データ
スキャナー読み取り、カメラ撮影、データ、いずれも可。PDF、XLSX、DOCX、JPG 可。

2. 利用方法

- ① マイナポータルへログインする。(<https://myna.go.jp/>)



- ② 「さがす」を選択する。
- ③ 自治体設定で「大網白里市」を設定する。
- ④ カテゴリから検索で「子育て」を選択する。
- ⑤ 子育てに関する手続きが表示されますので、「教育・保育給付認定兼施設等の利用申込」を選択する。
- ⑥ 指示に従ってそれぞれの申請内容を入力してください
- ⑦ 世帯の状況や保育が必要な事由に応じて添付書類が異なります。

※各添付書類について、原本の提出は不要ですが、添付書類が確認できない(添付書類が不鮮明な場合も含む)場合は、後日提出を求めることがあります。

3. オンライン申請の留意事項

- 入力項目が多く時間がかかります。一定時間操作がない場合、タイムアウトとなり、入力情報が失われる場合があります。
- 書類の不足や記載内容に不備がある場合は、子育て支援課から連絡させていただきます。なお、不足書類の提出は、申請期間の締切日までに提出してください。
不足書類の提出方法は、子育て支援課に持参又は郵送となります。
- オンライン申請後、ご家庭やお仕事の状況及び入所希望施設に変更がある場合は、子育て支援課でお手続きが必要です。
- マイナポータルの操作方法についてはお答えできませんので御注意ください。
※マイナポータルへの通知(プッシュ型通知)には対応していません。

目 次

1. 保育施設等について	1
2. 令和8年4月の利用申込みスケジュールについて	3
3. 利用開始までの流れ	3
4. 利用申込に必要な書類	4
5. 利用決定について	5
6. きょうだいの出産による育児休業中の保育継続施設利用について	6
7. 保育施設利用における注意事項（復職・慣らし保育・食物アレルギー）	6
8. 利用料（保育料）について	7
9. 保育施設のご案内	9
10. 市内保育施設位置図	10

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することをめざした「子ども・子育て支援法」が成立しました。これらの法律に基づき、子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から開始されました。

新制度では、「認定こども園」や「保育所」の利用に関して、基本的な仕組みが共通化されました。さらに、「地域型保育事業」が認可事業として新たに加わることで、多様な施設や事業の中から必要な支援を選択できる仕組みとなりました。



※地域型保育事業とは

新制度による新しい認可事業で、0～2歳児を対象とする事業で以下の事業があります。

- ・家庭的保育・・・主に保育者の自宅等で定員5人以下を対象に保育を行います。
- ・小規模保育・・・定員6～19人を対象に家庭的保育に近い保育を行います。
- ・事業所内保育・・・会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
- ・居宅訪問型保育・・・障害・疾患等で個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅にて1対1で保育を行います。

1. 保育施設等について

小学校入学前の子どもたちの生活の場には、保育園、認定こども園、幼稚園などがあります。ご家庭の生活にあった施設を選ぶことができます。

保育施設〔保育所（園）、認定こども園（保育園部分）、地域型保育事業〕は、子どもの保護者が働いていたり、病気にかかったりしているため、子どもを保育することができないときに保護者に代わって子どもを保育する児童福祉施設です。

認定こども園は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づいた、小学校就学前のこどもの教育と保育を一体的に提供する施設です。保護者の就労状況等に合わせて、幼稚園的な利用または保育所的な利用の両方の利用希望に対応することができます。

保育施設等（幼稚園、保育所、地域型保育事業、認定こども園）を利用する場合、教育・保育の必要性に応じた「給付認定」を受けていただく必要があります。

（１）給付認定の種類

給付認定区分	実施年齢	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 (教育標準認定)	満3歳以上	保育の必要性がなく、教育を希望する子ども	幼稚園（※） 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	保育を必要とする 「(4) 保育施設利用の基準」 のいずれかに該当し、保育を希望する子ども	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定 (保育認定)	満3歳未満		保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育事業

※申し込みについては、各幼稚園にお問い合わせください。

（２）保育の必要量に応じた区分

2号認定・3号認定を受ける方は、保育の必要量の事由により「保育標準時間」または「保育短時間」に区分され、保育施設等の利用時間を決定します。

区 分	利用できる保育時間
保育標準時間（フルタイム就労を想定）	1日最大11時間（更に必要な場合、時間外保育）
保育短時間（パートタイム就労を想定）	1日最大8時間（更に必要な場合、時間外保育）

（３）保育の必要時間認定変更申出

保育利用時間の変更(切替)については、原則月単位になります。

- ・ 保育時間を変更する月の前月25日(休日の場合は翌開庁日)までに子育て支援課に「保育必要時間認定変更申出書」を提出してください。
- ・ 申請の翌月からの変更となります。

(4) 保育施設利用の基準（保育を必要とする事由）

保育施設で保育を希望される方は、次のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由	認定期間	利用できる保育時間	
		標準時間	短時間
①保護者が就労している （家庭外労働・自営等） 月 64 時間以上	就労が続いている期間	○ （週 30 時間以上、 または月 120 時間以 上の就労）	○
③ 母親が出産前後である	出産前 2 か月 出産後 3 か月（出産月を含む）	○	○
③保護者が疾病・障害の状態である	療養に必要な期間	○	○
④保護者が同居または長期入院している親族の介護や看護をしている	介護や看護に必要な期間	○	○
⑤火災等の災害で、その復旧にあたっている	復旧に必要な期間	○	○
⑥保護者が求職中である （起業準備を含む）	入所後 3 か月以内	—	○
⑦保護者が就学している （職業訓練を含む）	卒業（修了）日を迎える月の月末まで	○ （週 30 時間以上、 または月 120 時間以 上の就学）	○
⑧虐待やDVを受けるおそれがある	必要な期間	○	○
⑨保護者が育児休業中 ＜新規入所の場合＞ 入所月の翌 1 日までに復職	入所月の月末まで	○	○
＜継続入所の場合＞ 育児休業前に既に保育施設を利用しており、継続保育を希望する場合（P6 参照）	継続保育が必要と認められる期間	—	○
⑩その他 上記のほか、保育の必要が認められるもの	保育が必要な期間	○	○



2. 令和8年4月の利用申込みスケジュールについて

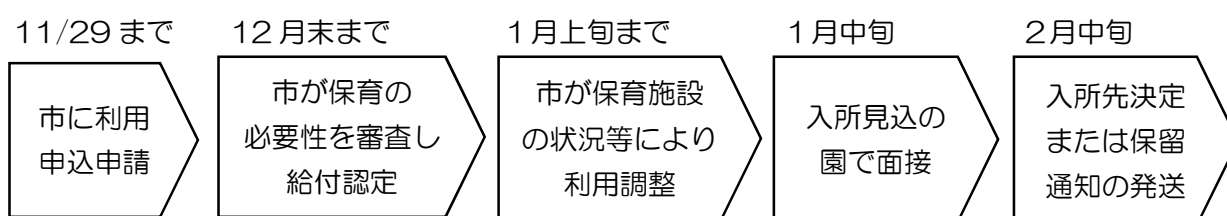
- (1) 申込受付期間 11月4日(火)から11月29日(土)正午まで
- (2) 申込受付時間 平日 午前9時から午後5時まで
29日(土) 午前9時から12時まで
- (3) 申込書提出場所 市役所 子育て支援課(郵送可)
※すべての必要書類を揃えてから提出してください
※「ぴったりサービス」によるオンライン申請が可能
- (4) 提出書類 ①・②のいずれかを提出

①保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業の場合
4ページの必要な書類

②公立認定こども園(幼稚園部分)の場合
「施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定申請書(1号認定用)」

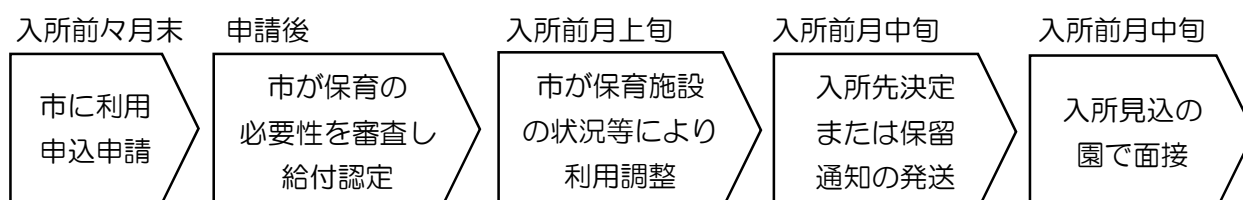
3. 利用開始までの流れ

- (1) 令和8年4月入所希望の方(期限後は随時申込)



- (2) 4月入所申込以外の方(随時申込)

※入所日は施設の受入年齢を過ぎた翌月1日からとなります。



4. 利用申込に必要な書類

申込みは以下の書類を揃えて提出してください。なお、必要書類が全部揃うまでは、正式な受理ができませんのでご注意下さい。

- (1) 「施設型給付費・地域型保育給費等教育・保育給付認定申請書（2号・3号認定用）」
- (2) 個人番号（マイナンバー）のわかる書類
- (3) 下記の保育の理由・その他の項目に該当する書類

No.	保育の理由・その他	必要書類	
1	就労（雇用者）	就労証明書 ※同居で就労している方全員分必要です。 きょうだいで申請の場合はコピーで構いません	
2	就労（自営・農業従事者）	自営業・農業等申告書 自営業等を証する資料	
3	妊娠・出産	母子手帳の写し等	
4	保護者の疾病・障害	疾病の方	診断書・申立書等
		障害の方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し・申立書
5	親族の介護・看護	診断書・申立書等	
6	災害復旧	罹災証明書・申立書等	
7	求職活動	求職活動申告書	
8	就学	在学証明書や授業時間が確認できる書類	
9	広域入所希望の方	管外保育施設入所希望理由書	

(4) 該当する場合のみ提出する書類

No.	提出該当事由	必要書類※
1	申請時点で大網白里市に住民票がない保護者がいる場合 (4月～8月利用申請)	令和7年度市民税・県民税課税証明書 (総所得金額等・控除の内訳が分かるもの)
2	申請時点で大網白里市に住民票がない保護者がいる場合 (9月～3月利用申請)	令和8年度市民税・県民税課税証明書 (総所得金額等・控除の内訳が分かるもの)
3	離婚調停中で父または母の一方と別居している場合	事件係属証明書または呼び出し状、調停期日通知書の写し
4	同居世帯に障害者(児)がいる場合	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
5	就労等の申込で、出産を予定している場合	母子手帳の写し

※その他、事情により必要な書類が異なりますので、詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

5. 利用決定について

(1) 決定方法について

申請書等の提出書類を基に、給付認定を行い、保育を必要とする事由等を「利用調整基準表」に基づき審査し、利用の可否を決定します。

定員を超える申し込みがあった園については、保育の必要性の高い方から優先順位をつけて利用決定を行います。定員を超える申し込みにより希望する保育施設の利用ができなかった場合には、第2希望以降の保育施設を利用していただく場合や入所保留（待機）となる場合もあります。

(2) 決定後の注意

決定後に就労状況や家族の状況に変更があった場合は届出が必要になります。家庭で保育が可能となった場合（休業・離職等）には退所していただきます。

(3) 入所保留（待機）となった場合

入所希望月以降も引き続き利用調整を行いますので、年度内であれば改めて申込書を提出する必要はございません。入所が可能になりましたら、子育て支援課よりご連絡させていただきます。

なお、育児休業を延長される方及び認可外保育施設に入所し待機される場合、申し込みを取り下げる場合は、子育て支援課までご連絡願います。

(3) 広域入所（市外の保育施設）の利用希望について

大網白里市にお住まいで市外の保育施設の利用を希望する場合

保護者の勤務の都合等で、他の市町村の保育施設へ入所を希望される場合は、相手先市町村と協議を行いますので子育て支援課へご相談ください。

広域入所の要件：保護者いずれかの勤務先がある場合・通勤経路上に所在する保育施設・保護者の申出がある場合

入所期間は当該年度の4月から3月までとなります。次年度も継続して希望する場合は毎年利用申込が必要となり、継続申込でも相手先市町村の事情により利用できない場合があります。なお、退職や転勤等で広域入所の要件を満たさなくなった場合は退所となります。

大網白里市から転出予定で、市外の保育施設の利用を希望する場合

転出予定の市町村に直接申込みしてください。申込期限は市町村により異なりますので、必ず事前に転出予定の市町村へご確認ください。

大網白里市に転入予定で、大網白里市の保育施設の利用を希望する場合

お住まいの市町村に申込みしてください。お住まいの市町村での受付を行っていない場合は、大網白里市に直接ご提出ください。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

6. きょうだいの出産による育児休業中の保育施設継続利用について

保育施設利用中児童のきょうだいの出産により、育児休業を取得される場合、次の要件をすべて満たす場合には、育児休業中の継続入所が認められます。

(1) 認定要件

- ① 産前2か月前から保育施設を利用しており、児童の福祉の観点（環境の変化に留意するため）から保育施設長が育児休業期間中も継続して利用させることが必要と認めた場合
- ② 保護者の育児休業中も就労先との雇用契約が継続しており、育児休業終了後に復職することが決まっている場合
- ③ 「育児休業にかかる保育継続申請書」、「就労（内定）証明書」を提出すること

(2) 継続期間

継続入所を認める期間は、出生した児童が1歳に達する日の年度末（3月31日）までです。なお、保育時間は保育短時間（8時間以内）となります。

7. 保育施設利用における注意事項（復職・慣らし保育・食物アレルギー）

(1) 復職について

お子さんの入所月の翌月1日までに就労開始または復職していただく事が入所の条件になります。

（例）4月入所の方は、5月1日までに就労開始または復職

(2) 慣らし保育について

お子さんが保育施設に慣れるまでの間、お子さんの心身状況を考え、慣らし保育として徐々に保育時間を延ばしていきます。

(3) お子さんの食物アレルギーについて

保育施設では給食を提供しますので、食物アレルギーのあるお子さんは必ず申請書に記入をお願いします。お子さんに食物アレルギーがある場合、除去食を可能な範囲で行っておりますが、症状により給食対応できない場合（弁当持参）がありますことをご了承ください。なお、この場合の保育料の減額等はありません。



8. 利用料（保育料）について

（１）決定方法

保育料は父母の市民税の所得割額に基づき決定します。父母が非課税である場合、かつ市民税が課税されている同居の親族がいる場合は、同居の親族の中で市民税所得割が最高額の方を「家計の主宰者」として保育料を決定する場合があります。なお、父母の収入が「一定の金額を満たす場合※」には同居の親族を保育料の算定対象としません。

※「一定の金額を満たす」とは、父母の収入が生活扶助基準の「基準生活費の額」以上の収入がある場合。

○確認方法について

年収を確認する場合・・・ 保育料算定対象年度の市町村民税の課税情報によるもの

月収を確認する場合・・・ 直近 3 月の平均収入によるもの(別途給与明細書等の提出が必要です)

(例) 令和 7 年 9 月～令和 8 年 8 月の保育料・・・ 令和 7 年度市民税の所得割額
令和 8 年 9 月～令和 9 年 8 月の保育料・・・ 令和 8 年度市民税の所得割額

（２）未申告又は本市に課税権がない場合

書類未提出や未申告等により市民税所得割額が確認できない場合は、保育料を最高層(第 8 階層)で決定し、副食費免除対象者であっても免除対象外となります。

（３）利用料（保育料）の軽減措置について

きょうだいがいる場合や、要保護世帯（※）に該当する場合は、保育料が減額になる場合があります。

そのため、在宅障害者等がいる世帯については、障害者手帳の写し等の提出が必要となります。

※要保護世帯・・・ ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）を指します。

（４）支払い方法

支払い方法は、施設により異なります。

○市内公立保育所・公立認定こども園・私立保育園

原則、口座振替で市が徴収します。振替日は毎月末日です。

（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります）

○私立認定こども園・地域型保育事業・市外公立保育所

直接施設への支払いとなります。支払い方法は各施設にお問い合わせください。

(5) 幼児教育・保育の無償化について

- ・無償化の対象者は令和8年4月1日時点で3歳以上の子ども及び0歳から2歳までの非課税世帯の子どもです。

※ 年度途中で3歳になっても令和8年度は無償化の対象になりません。

- ・無償化の対象は保育料のみであり、食材費（主食・副食）や延長保育料、教材費、行事費等は保護者のご負担となります。なお、これらの支払い方法は各施設にお問い合わせ下さい。

※ 副食費は年収 360 万円未満相当の世帯の子ども及び第3子（小学校就学前までの子のみでカウント）は免除になります。

参考：令和8年4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

クラス年齢	対象児童の生年月日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
1歳児	令和6年(2024年)4月2日～令和7年(2025年)4月1日
0歳児	令和7年(2025年)4月2日～保育施設により受入開始月齢が異なります

※0歳児クラスは入園日時点の月齢で区分します。保育施設ごとに申し込みができる月齢が異なりますので、お申し込みの際は9ページ「9. 保育施設のご案内」の受入年齢をご確認ください。



9. 保育施設のご案内

大切なお子さんをお預かりする施設です。申請前に保育施設の見学をお勧めします。

保育施設の見学を希望される方は、各施設へ直接お問い合わせください。

(1) 市内認可保育所（園）

※入所日は受入年齢を過ぎた翌月1日からとなります。

公私	施設名・住所	連絡先	定員	受入年齢	開園時間（時間外含む）	保育標準時間 （保育短時間）	付属施設・サービス等 その他備考
私立	あさひ保育園 駒込 491-2	(72)3900	119	生後 57 日～	月～土 7:00～19:00	7:00～18:00 (8:00～16:00)	分園：駒込 1359-2 (73)7405
私立	大竹保育園 大竹 35-1	(73)6840	63	生後 57 日～	月～金 7:00～19:00 土 7:00～18:00	7:00～18:00 (8:00～16:00)	子育て支援センター 一時保育
私立	みどりが丘保育園 大網 2800	(71)3261	170	生後 57 日～	月～金 7:00～19:00 土 7:30～18:30	7:00～18:00 (8:00～16:00)	子育て支援センター 一時保育・病後児保育 千葉県自然環境認証園 (普及型)
私立	ありんこ親子保育園 みずほ台 2-10-16	(53)3509	34	2 歳児～	月～金 7:00～19:00 土 7:30～18:30	7:30～18:30 (8:00～16:00)	一時保育(余裕活用型) 千葉県自然環境認証園 (重点型)
私立	あひる保育園 小中 770	(72)7566	23	生後 57 日～	月～土 7:00～19:00	7:00～18:00 (8:00～16:00)	病児保育 千葉県自然環境認証園 (重点型)
私立	こなか保育園 小中 1494	(78)3705	27	生後 57 日～	月～金 7:00～19:00 土 7:00～18:00	7:00～18:00 (8:30～16:30)	千葉県自然環境認証園 (重点型)
公立	増穂保育所 上貝塚 337	(72)7732	93	2 歳児～	月～金 7:00～19:00 土 7:00～18:00	7:00～18:00 (8:00～16:00)	0・1 歳児は、増穂小規模保育事業所で実施

(2) 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育事業）

公私	施設名・住所	連絡先	定員	受入年齢	開園時間（時間外含む）	保育標準時間 （保育短時間）	付属施設・サービス等 その他備考
私立	鈴木家庭保育室 南飯塚 403-23	(53)5020	5	生後 6 カ月 ～2 歳児	月～金 7:00～19:00 土 7:00～18:00	7:00～18:00 (8:30～16:30)	
私立	チャイルド・ルーム キッズ・らぶ みどりが丘 4-1-11	(51)4364	12	生後 57 日 ～2 歳児	月～土 7:30～18:30	7:30～18:30 (8:00～16:00)	
私立	エンジェルハート ナーサリー 大網 909-3	(53)3535	12	生後 57 日 ～2 歳児	月～土 7:30～18:30	7:30～18:30 (8:00～16:00)	
私立	ありんこの森保育園 永田 1407	(78)4080	12	生後 57 日 ～2 歳児	月～金 7:00～19:00 土 7:30～18:30	7:30～18:30 (8:00～16:00)	子育て支援センター
私立	きょうりゅうのたまご 保育園 ながた野 2-25-17	(78)4983	12	生後 57 日 ～2 歳児	月～金 7:00～19:00 土 7:30～18:30	7:30～18:30 (8:00～16:00)	一時保育 (余裕活用型)
私立	小規模保育ピッコロ みどりが丘 1-11-7	(68)9341	12	1 歳児 ～2 歳児	月～金 7:30～18:30	7:30～18:30 (8:30～16:30)	
公立	増穂小規模保育事業所 上貝塚 347	(73)5711	19	生後 6 カ月 ～1 歳児	月～金 7:00～19:00 土 7:00～18:00	7:00～18:00 (8:00～16:00)	2 歳児以上は、増穂保育所で実施

※地域型保育事業の受入年齢は3歳に達した後の最初の3月31日までです。

(3) 認定こども園

種類	施設名・住所	連絡先	定員	受入 年齢	開園時間	保育標準時間 (保育短時間)	備 考
公立 幼保連携型	しらさとこども園 南今泉 637	(77)2688	90 (保育園部分) 12 (幼稚園部分)	生後 6カ月 ～	月～金 7:00～19:00 土 7:00～18:00	7:00～18:00 (8:00～16:00)	幼稚園部分については、「しらさとこども園利用に関するご案内」をご確認ください
私立 幼稚園型	季美の森幼稚園 季美の森南 1-3579-24	(70)2321	46 (保育園部分)	2～5 歳児	月～金 7:30～18:30	7:30～18:30 (8:30～16:30)	保育所部分のみ受付 幼稚園部分は直接、 施設にお問い合わせ ください

10. 市内保育施設位置図

